重要 医療費控除の申告について

医療費控除の申告には、**医療費控除の明細書を添付する**必要があります。申告会場に来られる場合は、事前に作成したうえでお越しください（領収書は自宅で5年間保存する必要があります）。

また、医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます（医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです）。

※平成30年度（29年分）から令和2年度（令和元年分）までの申告については、医療費の領収書の添付または提示によることもできます。

所得税の申告書の送付見直しについて

昨年度、各申告相談会場で確定申告された方や、電子申告をされた方へは、お知らせはがきまたはお知らせ通知書が半田税務署より送付されます。申告書用紙は送付されませんのでご注意ください。

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料に関する納付済額通知書のお知らせ

平成31年1月1日から令和元年12月31日までに支払った国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、社会保険料控除の対象になります。

普通徴収の方（納付書・口座振替の方）

1月下旬に「納付済額通知書」を発送します。

特別徴収の方（年金からの天引きの方）

年金保険者（厚生労働省など）から「令和元年分公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。

※遺族年金、障がい年金から天引きされている方は「令和元年分公的年金等の源泉徴収票」が送付されませんので、各担当課へお問い合わせください。

問合わせ

◇国民健康保険税（国保年金課　国保賦課担当）
☎㉞0661

◇後期高齢者医療保険料（国保年金課　医療福祉担当）
☎㉞0652

◇介護保険料（高齢介護課　介護保険担当）
☎㉞0649

◇納付済額通知書（収納課　収納担当）
☎㉞0624

税理士による無料税務相談

次の日程で、税理士による無料相談を行います。ぜひご活用ください。

相談時間
①9時30分～12時
②13時～16時
※混雑状況により受付終了が早まる場合があります。

相談会場	2月					
	18	19	20	21	25	26
	火	水	木	金	火	水
げんきの郷あすなろ舎（大府市吉田町）	●	●		●		
東海市商工センター（東海市中央町）	●	●	●	●	●	●

住宅借入金等特別控除　申告説明会について

次の日程にて住宅借入金等特別控除の説明会を行います。

会　場　住吉福祉文化会館（半田市宮路町53番地　住吉神社内）

日　時　2月12日（水）～2月14日（金）　9時～17時（16時受付終了）

※混雑状況により受付を早めに締め切らせていただく場合があります。

①住宅借入金等特別控除は、一定の要件に該当する方にのみ適用できます。「適用要件」及び「必要な書類」については、固定資産税の家屋調査時にリーフレット「住宅ローンでマイホームを新築・購入された方へ」を受け取られた方については、リーフレットを、それ以外の方は次のQRコードより「令和元年分（特定増築等）住宅借入金等特別控除を受け取られる方へ」に掲載している各種チェック表によりご確認ください。

②作成済みの申告書は、郵送または税務署1階の受付窓口へ提出してください。

③駐車場の混雑が予想されますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

④住吉福祉文化会館への問い合わせは、ご遠慮ください。

▲国税局ホームページ